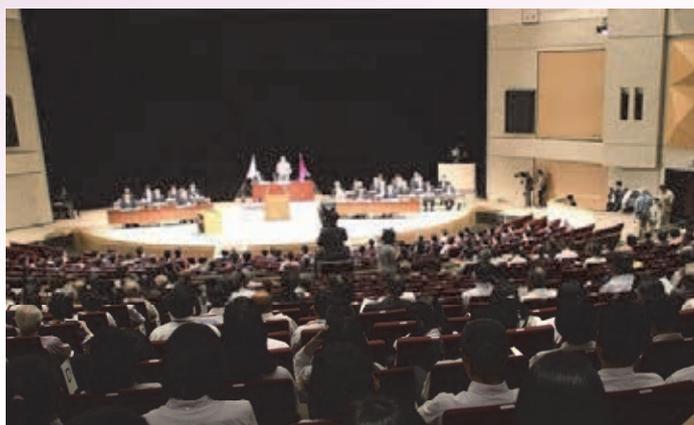


高等学校等における主権者教育 指導の手引き



平成29年 3月

 京都府教育委員会

はじめに

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布（同日施行）され、平成30年6月21日以後の国民投票から、投票権年齢が満18歳以上に引き下げられることになりました。また、同法律の附則において、満18歳以上の者が国政選挙に参加できること等となるよう国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法令上の措置を講ずるものとされました。さらに、公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布（平成28年6月19日施行）され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。公職選挙法の改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）の生徒が、国家・社会の形成に、より一層主体的に参画していくことが期待されます。

一連の法改正により、多くの生徒が高等学校等在学中に国民投票の投票権年齢及び選挙権年齢に達することになり、従前から主に公民科等において取り組まれてきた政治的教養を育む教育を、学校の教育活動全体の中に位置づけて一層推進することが求められます。その際、参政権は日本国憲法で保障されている基本的人権であることを踏まえ、議会制民主主義などの政治の仕組みや選挙制度等に関する知識の習得に加えて、教育基本法第14条第2項に規定する学校の政治的中立性を確保しながら、現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。

京都府教育委員会では、平成23・24年度に、社会の仕組みを理解させるとともに積極的に社会参画するための知識・技能や態度などを養うことを目的とした「社会とかかわる力の育成プロジェクト支援事業」を実施し、府内の大学や京都弁護士会、司法書士会等の各種団体との連携によるシティズンシップ教育を推進してきました。

平成25年度からは、府立高校特色化事業として全府立高校を4つのグループにネットワーク化し、それぞれ特色ある取組を進め、なかでも「京都フロンティア校」では、生徒が地域に根ざした取組を実践し、地域連携、地域創生に積極的に参画するなど、京都府における政治的教養を育む教育、いわゆる主権者教育の礎となる取組を進めています。

また、子どもが人や社会とつながり、共生するための力を身に付けることを目標に、幼稚園から高等学校等に至る各校種において「法やルールに関する教育」を実施し、「協力」「公平・公正」を指導項目の中心に据え、公平や公正について考え、ルールやきまりをつくり、守るという体験を行動につなげていく、京都式「ふるまいの教育」に取り組んできました。

さらに、従来から各校で取り組まれてきたボランティア活動を、平成26年度から「高校生地域とつながる事業」として発展させ、防災、安全、文化・観光、福祉、環境等の分野において、すべての生徒がボランティア活動を経験する取組を実施しています。

平成27年度末にはこの手引きの初版を発行し、主権者教育が一層充実され、平成28年7月の参議院議員選挙後に実施したアンケート調査では、投票権を得た全日制3年生の生徒の投票率（73.4%）は全国の18歳投票率（51.28%）よりも高い結果となりました。このアンケート調査結果の分析を本手引きに掲載しており、今後、各校が主権者教育に取り組んでいくための指標となるものと考えています。

この度、政治的教養を育む教育（主権者教育）についてのアンケート調査の結果、分析及び実践事例等を追補し改訂版としてこの手引きを発行しました。今後も引き続き、この手引きを参考にして、高等学校等の生徒が主権者としての資質や能力を身に付けることができるよう、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養を育む実践という三つの視点を踏まえた本府の主権者教育の充実に努めてください。

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 現状と課題 | 1 |
| 1 若者の投票に対する傾向 | |
| 2 法改正を踏まえた文部科学省の対応 | |
| 3 京都府の主権者教育の現状 | |
| 4 政治的教養を育む教育(主権者教育)についてのアンケート | |
| 第2章 京都府における主権者教育の指導指針 | 12 |
| 1 目的 | |
| 2 育む力、態度 | |
| 3 主権者教育の視点 | |
| 4 政治的教養を育む実践の進め方 | |
| 5 政治的教養を育む実践の指導上の留意点 | |
| 6 生徒による政治的活動等の取扱いについて | |
| 高等学校等における主権者教育(概念図) | |
| 第3章 実施計画の策定 | 22 |
| 1 系統的な指導計画 | |
| 2 「主権者教育実施計画」の策定 | |
| 資料 | 24 |
| 1 「法やルールに関する教育」関連資料 | |
| ・「みんなとともに自分らしく生きる」(生徒対象講演録) | |
| (京都大学大学院法学研究科 土井真一教授) | |
| ・「法教育と生きる力」 | |
| —自由で公正な民主社会の担い手の育成—(教員対象講演録) | |
| (京都大学大学院法学研究科 土井真一教授) | |
| 2 主権者教育関連資料 | |
| ・学校における補助教材の適正な取扱いについて | |
| (平成27年3月4日付け 文部科学省通知) | |
| ・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒 | |
| による政治的活動等について | |
| (平成27年10月29日付け 文部科学省通知) | |
| 実践事例 | 59 |

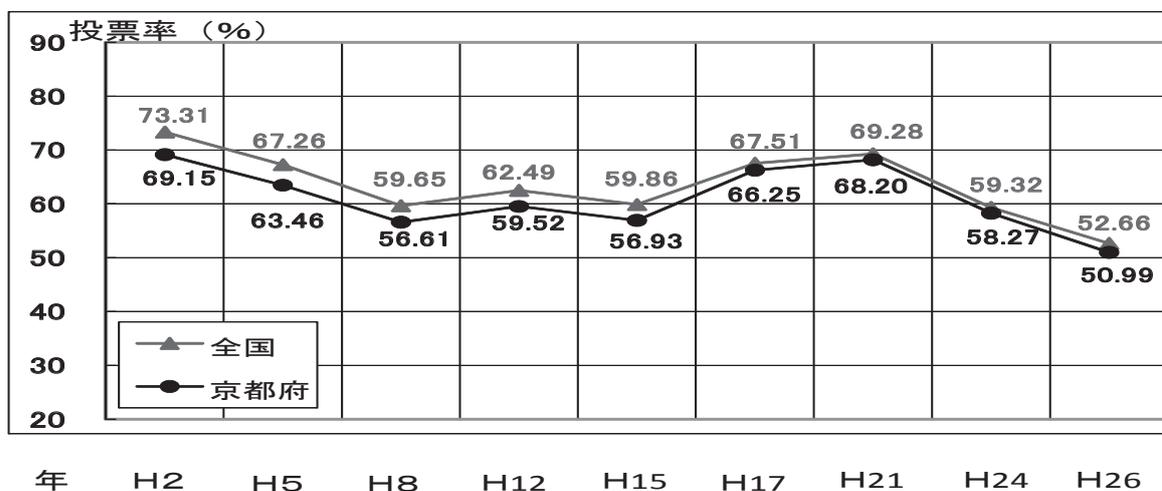
第1章 現状と課題

1 若者の投票に対する傾向

「若者は政治に関心が低く、選挙に行かない」といった、若者の政治的無関心が指摘されている。次のグラフからは20歳代の投票率が全体投票率に比べ約20ポイント低くなっていることを読み取ることができる。各種調査の結果から、この背景には、若者の政治に対する関心の低さ、投票行動への意識の低さ、そして「政治は難しい」「自分の力では政府の決定に影響を与えられない」などと感じていることがあると言われている。

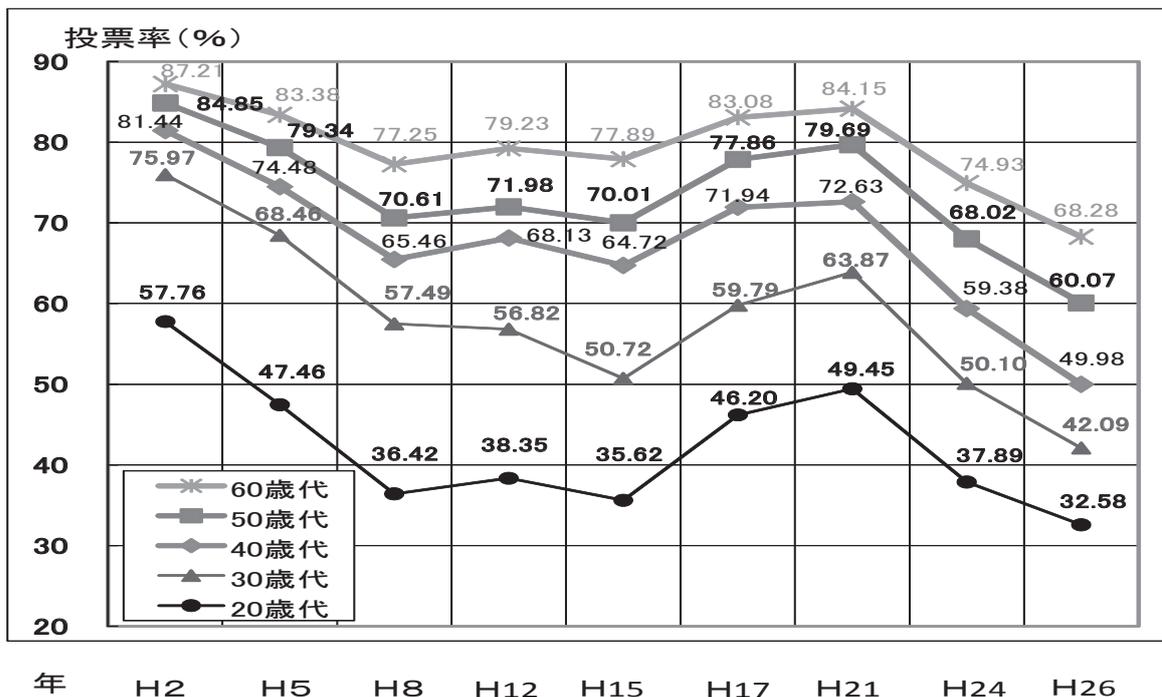
〔衆議院議員総選挙における投票率の推移〕

(京都府選挙管理委員会資料より)



〔衆議院議員総選挙における全国年代別投票率（抽出）の推移〕

(総務省資料より)



2 法改正を踏まえた文部科学省の対応

平成26年6月20日に日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律が公布（同日施行）され、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになった。その後、平成27年6月19日に公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年6月19日の施行を踏まえ、文部科学省から「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成27年10月29日付け 27文科初第933号初等中等教育局長通知）が通知された。政治的教養を育む教育を行うに当たって特に留意すべき点は次のとおりである。

授業において、①現実の具体的な政治事象を取扱うこと。②模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を積極的に行うこと。

（留意事項）

- 学習指導要領に基づき、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- 一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要である。また、多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、様々な見解を提示することなどが重要である。
- 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。指導が全体として特定の政治上の主義等を支持・反対することとならないように、また、学校の内外を問わず地位を利用した結果とならないように留意すること。

（文部科学省「選挙権年齢の引下げへの対応に関する連絡協議会」配付資料より）

3 京都府の主権者教育の現状

(1) 京都府教育振興プラン

京都府教育委員会では、平成23年に「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京都の知恵～」を策定し、歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都の知恵を結集した「京都府ならではの教育」を進めてきた。主権者教育との関連では、急激に変化する社会に対して柔軟かつ的確に対応できる力と、高い志とグローバルな視野をもって社会づくりに自らその一員として主体的に参画できる資質や能力を養うことを基本的方針として、「公共の精神やリーダーシップをはぐくむ教育の推進」を主要施策とした。地域の企業やNPO等と連携した社会貢献活動の充実や、社会の仕組みやルールを学び、地域に貢献する喜びを感じる取組を支援する（「高校生地域とつながる事業」）とともに、社会参加や政治に対する関心を高める体験活動や、社会の仕組みを理解するための学習活動を充実するなど、自立した社会人として、積極的に社会参画できる資質や能力を養うための取組を推進してきた（「結ネットKYOTO」の設置・運営及び「社会とかかわる力の

育成プロジェクト事業」)。

プランの策定から5年を迎え、教育制度や社会情勢、経済状況など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしていることから中間見直しを行い、平成28年1月に改定した。主権者教育との関連を述べた部分は次のとおりであり、新たに、「地域の身近な問題に関心を持つ学習活動や体験活動を通じて、国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を養うための取組を推進」することを主な取組として加えている。

重点目標5：社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

主要な施策の方向性(18)：公共の精神や社会参画の意識をはぐくむ教育の推進

ボランティア活動や奉仕活動などを通じて社会に貢献する心をはぐくむとともに、社会の一員として果たすべき役割と責任を自覚し、積極的に社会参画できる資質や能力を養うなど、よりよい社会の構築に向けて行動できる人材を育成する取組を推進します。

○高校生による通学路の見守り活動や清掃活動、災害被災者への支援など、様々なボランティア活動に参加できる環境を整備し、地域とつながり、地域社会の活性化に貢献する意識をはぐくむ取組を推進します。

○子どもが、地域に根ざした活動や学校の特色を活かした成果の発信をすることにより、子どもの地域に対する関心を高め、地域に貢献する取組を推進します。

○地域の身近な問題に関心を持つ学習活動や体験活動を通じて、国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を養うための取組を推進します。

○子ども自身による規範意識向上の取組を支援するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって公共の精神を学ぶ機会を充実する取組を推進します。

(2) 京都府の事業

シティズンシップ教育宣言（経済産業省 平成18年3月）を踏まえ、平成23・24年度に、社会の仕組みを理解させるとともに、積極的に社会参画するための知識・技能や態度などを養い、公民的資質（シティズンシップ）を育成することを目的とした

「社会とかかわる力の育成プロジェクト事業」を実施した。平成23年度に鴨沂高校・鳥羽高校（全日制・定時制）・南陽高校、24年度に鳥羽高校（全日制）・北桑田高校・嵯峨野高校の延べ6校を「実践研究指定校」として指定した。各指定校の取組として、府議会の傍聴、法規範の理論と実践についての研究、京都大学大学院法学研究科の土井真一教授による「みんなとともに自分らしく生きる」と題した講演、社会人講師による裁判員制度についての講演等が行われた。鳥羽高校においては、土井教授の講演録や研究の成果を冊子にまとめ、各校へ配付し他校の実践モデルとなった。

また、平成23年度に生徒が専門家から社会の仕組みを学べるよう、府選挙管理委員会、京都地方検察庁、京都弁護士会、京都府金融広報委員会等の各種機関や新聞社等加盟による「子どもと社会を結ぶまなびづくり協議会」（結ネットKYOTO）を設置し、幅広い外部諸機関と連携した取組を開始した。「結ネットKYOTO」を通じて出前授業を実施した小学校・中学校・高等学校の学校数と回数は下の表のとおりである。

〔「結ネットKYOTO」の活用状況〕

| 年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 学校数 | 38校 | 148校 | 359校 | 347校 | 349校 |

加えて、平成25年度からは府立高校特色化事業として全府立高校を4つのグループ（京都フロンティア校、スーパーサイエンスネットワーク京都校、グローバルネットワーク京都校、スペシャリストネットワーク京都校）とし、それぞれが特色ある取組を進めている。特に平成28年度から京都フロンティア校のうち13校を地域創生推進校に指定し、地域の最前線の学校として地域連携、地域創生に生徒が積極的に関わる取組を実践している。主な取り組みは次のとおりである。

| | |
|-----------------|--|
| 北桑田高校 | 地域住民との協働で大根、白菜などの野菜の栽培と収穫や桜並木の整備を行う「地域お助け隊」の結成 |
| 向陽高校 | 小学校近隣の交差点等で、登下校時の交通安全を指導する「見守り隊」の活動を実施 |
| 京都八幡高校 | 地域のお年寄りのために高校生が調理してもてなす「まごころおせち」を企画 |
| 須知高校 | 地域の産官学が連携し、竹の粉末で「京竹茶」を開発・販売 |
| 綾部高校 | 地域企業と連携して綾部市の豊かな自然、温泉、特産物等の魅力を紹介する観光バスツアーを企画 |
| 福知山高校 (三和分校) | 地域協力店と開発、製造した「三和マドレーヌ」を販売 |
| 大江高校 | 中丹・丹後地域の企業が販売する特産品を仕入れて、生徒が運営する「TANTAN見本市」を開催 |
| 東舞鶴高校 | 「舞鶴引揚記念館」の語り部からシベリア抑留について学んだことを基に劇を創作し、上演 |
| 網野高校 | 地元の観光産業等と連携して、丹後活性化プレゼンテーション大会を開催し、地域活性化案を提案 |
| 久美浜高校 | 松枯れした海岸のクロマツの種を育て、苗を植林するプロジェクトに参加 |

また、上記の事業のベースとなるものとして、従来から各校で取り組まれてきたボランティア活動を、地域と連携・協働し活性化に寄与する人づくりを目指した「高校生地域とつながる事業」として発展させ、防災、安全、文化・観光、福祉、環境等の分野において、全府立高校で生徒がボランティア活動を経験する取組を実

施している。

特別支援学校においては、卒業後の自立と社会参加や地域で生活していく力を育むために、幼稚部、小学部段階から個々の障害の状況や教育的ニーズに合わせて身に付ける力を明確にし、一貫した教育課程の作成を目指している。そのためにも、社会の仕組みについて生徒の体験に結び付け、地域に根ざした具体的な学習活動を指導計画の中心に据えながら、習得した知識を生かした実践につながるよう取り組んでいる。

4 政治的教養を育む教育（主権者教育）についてのアンケート

- (1) 目的 公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受け、従前から主に公民科の授業において取り組まれてきた政治的教養を育む教育を、学校全体の教育活動に位置付けて推進しているところである。

法改正後初めての満18歳以上の投票にあたり、選挙や政治参画等についての基礎的な知識と意識について調査を行い、今後の教育活動の充実に資する。

- (2) 対象 府立高校全日制課程3年生 約11,000人
(全47校のうち清明高校除く46校)

- (3) 実施 平成28年7月11日（月）～20日（水）6校
(「法やルールに関する教育研究指定校」4校、期日前投票所設置校2校)
平成28年8月29日（月）～9月16日（金）40校（7月実施校除く）

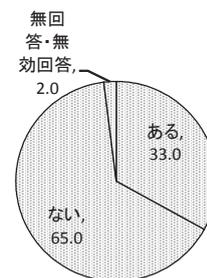
- (4) 方法 無記名方式によるアンケート調査
※調査の匿名性を十分に確保するため、生徒が回答・封入（糊付け）したアンケート用紙を高校教育課で開封し集計を行った。

(5) 結果

設問毎の集計結果（割合[%]）

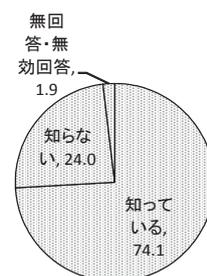
問1 あなたは、高校入学後、ボランティア活動（地域貢献、地域連携活動など含む）に参加したことがありますか。

- ① ある(33.0)
- ② ない(65.0)
- ③ 無回答・無効回答(2.0)



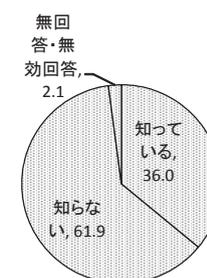
問2 あなたは、参議院議員通常選挙において、「選挙区選出」と「比例代表選出」の2種類があることを知っていますか。

- ① 知っている(74.1)
- ② 知らない(24.0)
- ③ 無回答・無効回答(1.9)



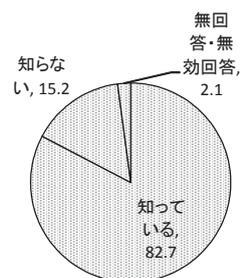
問3 あなたは、選挙運動と政治活動の違いを知っていますか。

- ① 知っている(36.0)
- ② 知らない(61.9)
- ③ 無回答・無効回答(2.1)



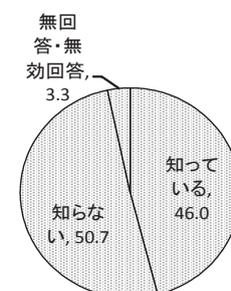
問4 あなたは、18歳未満は一切の選挙運動ができないことを知っていますか。

- ① 知っている(82.7)
- ② 知らない(15.2)
- ③ 無回答・無効回答(2.1)



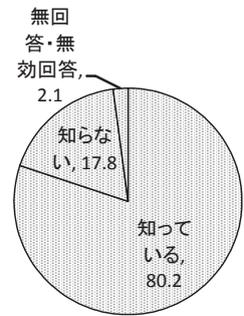
問5 電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党等以外の者はできないことを知っていますか。

- ① 知っている(46.0)
- ② 知らない(50.7)
- ③ 無回答・無効回答(3.3)



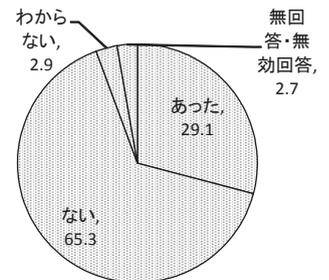
問6 あなたは、投票日当日に用事のある有権者は、投票日の前に「期日前投票・不在者投票」をすることができることを知っていますか。

- ① 知っている (80.2)
- ② 知らない (17.8)
- ③ 無回答・無効回答 (2.1)



問7 あなたは、7月10日に行われた参議院議員選挙の際、選挙権はありましたか。

- ① あった (29.1)
- ② ない (65.3)
- ③ わからない (2.9)
- ④ 無回答・無効回答 (2.7)

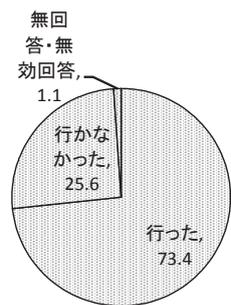


◆以下の問は、問7で①と答えた生徒のみ回答してください。

問8 あなたは、投票に行きましたか。(期日前投票、不在者投票含む)

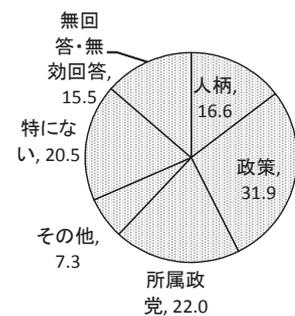
- ① 行った (73.4)
- ② 行かなかった (25.6)
- ③ 無回答・無効回答 (1.1)

※全国の18歳投票率51.17% (総務省抽出調査)



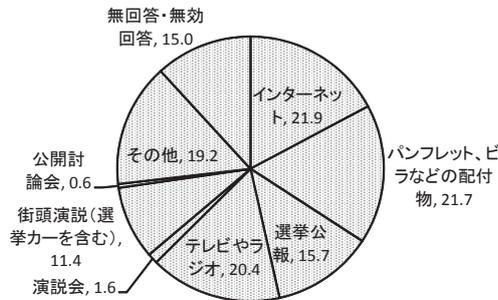
問9 あなたは、どのような点を重視して投票しましたか。(複数回答可)

- ① 人柄 (16.6)
- ② 政策 (31.9)
- ③ 所属政党 (22.0)
- ④ その他 (7.3)
- ⑤ 特にない (20.5)
- ⑥ 無回答・無効回答 (15.5)



問10 あなたは、候補者や政党の情報をどのようにして知りましたか。（複数回答可）

- ① インターネット(21.9)
- ② パンフレット、ビラなどの配付物(21.7)
- ③ 選挙公報(15.7)
- ④ テレビやラジオ(20.4)
- ⑤ 演説会(1.6)
- ⑥ 街頭演説(選挙カーを含む)(11.4)
- ⑦ 公開討論会(0.6)
- ⑧ その他(19.2)
- ⑨ 無回答・無効回答(15.0)



(6) 分析(京都府総合教育センターによるアンケート結果の分析)

<関係箇所のみ再掲>

- 投票権を得た生徒のうち、投票に行った生徒 **73.4%**
(総務省抽出調査：全国18歳51.17%)
- 18歳未満は一切の選挙運動ができないことを知っている **82.7%**
- 投票日に用事のある有権者は、投票日の前に「期日前投票・不在者投票」をすることができることを知っている **80.2%**
- 高校入学後、ボランティア活動(地域貢献、地域連携活動等)に参加したことがある **33.0%**
- 選挙運動と政治活動の違いを知っている **36.0%**

<投票行動とのクロス集計の結果からの考察>

(ア) ボランティア活動との関連

ボランティア活動に参加したことがあると回答した生徒の割合は33.0%であったが、ボランティア活動に参加した生徒のうちで、選挙に行った生徒は38%、行かなかった生徒は28%であり、10ポイントの差が見られた。

ボランティア活動を経験することで、地域とつながり、社会の仕組みを理解するきっかけとなり、ルールや決まりを守り、つくることにつながると考えられる。ひいては、主権者としての意識も高まり政治的教養を育むことにつながると考えられる。平成26年度から進めている「高校生地域とつながる事業」を更に進めることが重要である。

ボランティア活動 → 地域貢献 → 政治的教養を育む

(イ) 選挙区と比例代表についての知識

知っているという回答した生徒のうちで、投票に行った生徒は87%、行かなかった生徒は67%であった。主権者教育を進めることで、授業科目としての「政治・経済」や「現代社会」で学んだだけではなく、「投票行動」という主体的な活動の中で育まれていく「生きた学び」を身に付けていくことができると考えられる。

行動(投票) → 生きた学び (→ 国家社会の形成に参画)

(ウ) 選挙運動と政治活動の違い

投票に行った生徒も行かなかった生徒も「知っている」と回答した生徒は半数以下にとどまり、知識の習得の部分で課題が見られた。しかし、知っているという回答した生徒のうちで、投票に行った生徒は44%、行かなかった生徒は33%であり、11ポイントの差が見られた。主権者教育の中で、基礎的な「知識の習得」を疎かにせず、公民科の学習とつなげて充実させるとともに、アンケート結果を踏まえた分析・検証・議論につなげることが必要である。

知識の習得 → 多面的な考察 → 主体的行動

(エ) 18歳未満は選挙運動ができない

選挙に行った・行かないに関わらず80%を超える生徒が「知っている」と回答している。(ウ)の選挙運動と政治活動の違いについて基礎的な知識が十分とは言えない中、選挙運動についての理解度の高さは「高等学校等の生徒の政治的活動等」を主権者教育の中で学んだ成果といえよう。

なお、「選挙運動」「政治的活動」「投票運動」のそれぞれの用語の定義については、教員が正しく理解していることが前提であり、本手引き「主権者教育関連資料」に掲載している文部科学省初等中等教育局長通知を確認しておくことが必要である。

法やルールの理解(政治的活動) → 具体的な政治的教養

(オ) 電子メールの利用

電子メールの利用について「知っている」と回答した生徒は半数程度であった。高校生のSNS利用の状況が変化し、電子メールを利用している者が激減している中では、大人が考えるような電子メールについての興味関心は低かったと想像される。

前述の文部科学省通知にも「インターネットを利用した政治的活動等」として公職選挙法についてふれられている。法やルールについての知識を定着させることが重要である。

法やルールを理解(公職選挙法) → 具体的な政治的教養

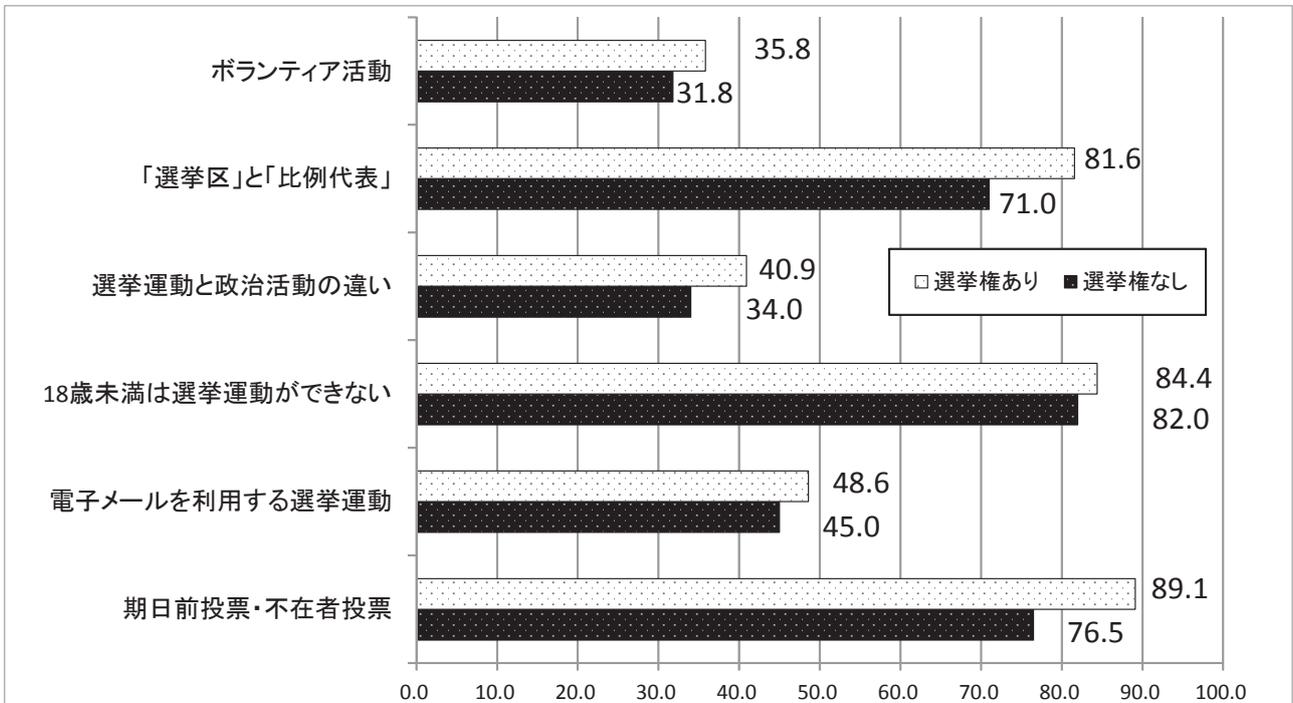
(カ) 期日前投票・不在者投票

どの質問項目よりももっとも理解度が高かった。それでも、知っているとは回答した生徒のうちで、投票に行った生徒と行かなかった生徒では15ポイントの差が生じており、選挙制度等に関する基礎的な知識・概念を習得させていくことが必要である。その際、模擬選挙などの取組を行うことは主体的に行動するという意味でも重要な学びの場を提供することになろう。本手引きに掲載している実践事例やワークシートを参考としながら適切に取り組んで行くことで、知識や概念の理解度も更に上がっていきと考えられる。

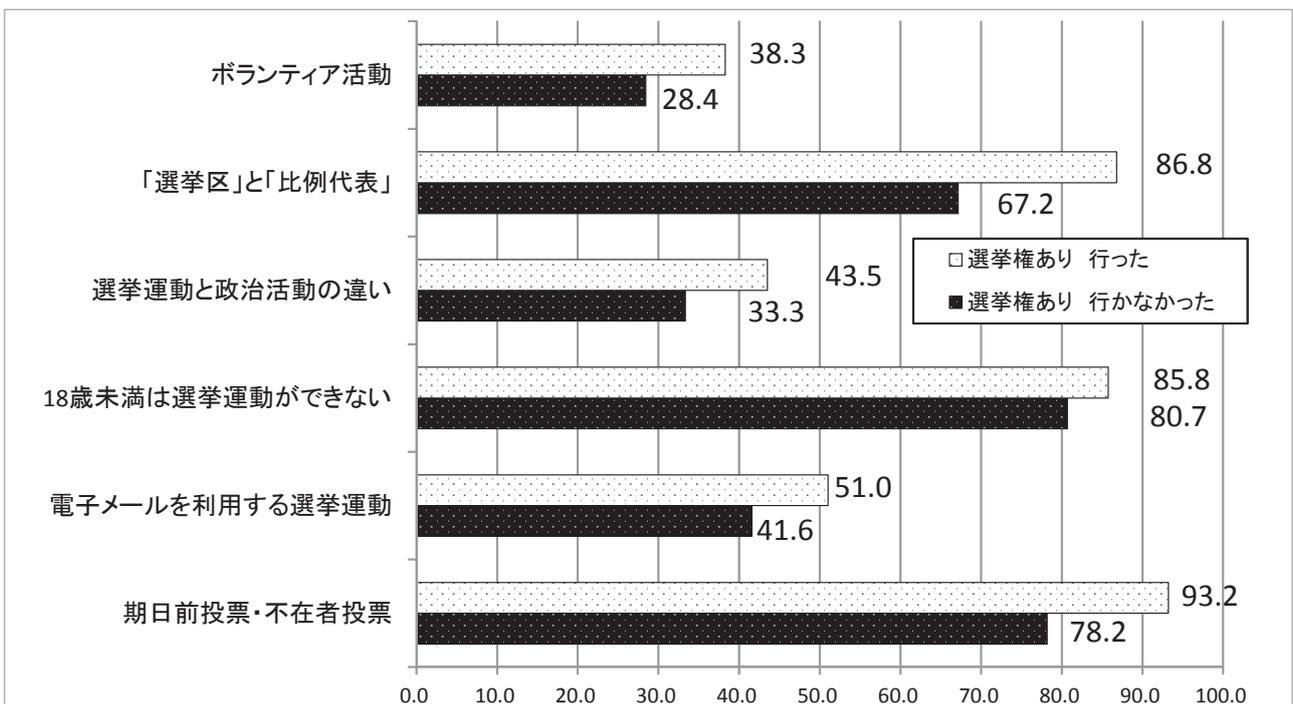
主権者教育に係る実践的な取組 → 社会参画意識や政治への能動的態度醸成

<資料>

| (%) | ボランティア活動 | 「選挙区」と「比例代表」 | 選挙運動と政治活動の違い | 18歳未満は選挙運動ができない | 電子メールを利用する選挙運動 | 期日前投票・不在者投票 |
|-------|----------|--------------|--------------|-----------------|----------------|-------------|
| 選挙権あり | 35.8 | 81.6 | 40.9 | 84.4 | 48.6 | 89.1 |
| 選挙権なし | 31.8 | 71.0 | 34.0 | 82.0 | 45.0 | 76.5 |



| (%) | ボランティア活動 | 「選挙区」と「比例代表」 | 選挙運動と政治活動の違い | 18歳未満は選挙運動ができない | 電子メールを利用する選挙運動 | 期日前投票・不在者投票 |
|--------------|----------|--------------|--------------|-----------------|----------------|-------------|
| 選挙権あり 行った | 38.3 | 86.8 | 43.5 | 85.8 | 51.0 | 93.2 |
| 選挙権あり 行かなかった | 28.4 | 67.2 | 33.3 | 80.7 | 41.6 | 78.2 |



第2章 京都府における主権者教育の指導指針

1 目的

主権者教育とは、「主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟を進める教育」、具体的には、「子どもたちが政治や選挙に関する理解を深め、我が国の地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えを受け止め、合意形成を図っていくことができるように育む教育」である。

京都府においては、第1章で示した課題を踏まえ、これまでの取組の成果を生かしつつ、主権者教育の目的を次のとおり定める。

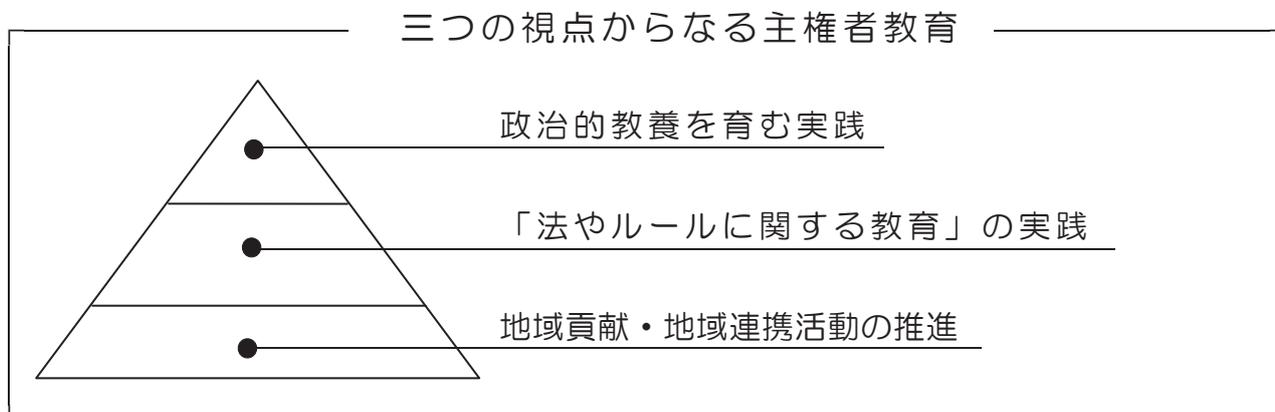
地域と連携・協働する活動を主体的に行うことにより地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、共生するための相互尊重のルールを身に付け、民主社会の維持・発展を図るために必要な知識や見方・考え方を習得し、国家・社会の形成者としての資質を育む。

2 育む力、態度

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
 - ・自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
 - ・現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸問題について公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
 - ・お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度
 - ・学校の周りや自分の住む地域など、地域の身近な課題に関心を持ち、解決の方策を考えるなど、地域社会に自ら参画していこうとする意欲や態度
 - ・大きな社会変化を迎える中で、グローバル化した社会で主体的に生きることや、持続可能な社会の実現を目指すことなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする意欲や態度

3 主権者教育の視点

京都府における主権者教育は、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養を育む実践という三つの視点とともに、公職選挙法の一部改正の目的及び文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）を踏まえて実践するものとする。



(1) 地域貢献・地域連携活動の推進

主権者教育の基盤となるもので、身近な地域を理解し、その課題を多面的・多角的に考察し地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進する。そのため、各校が防災、安全、文化・観光、福祉、環境等をテーマとする社会貢献活動に積極的に取り組むものとする。

また、京都フロンティア校で実践している地域連携、地域創生に生徒が積極的に関わる取組を、全ての府立高校での実践につなげる。

さらに、以上の取組を踏まえ、身近な地域社会の課題から徐々に国政や国際問題へと視野を広げていくことにより、国家や国際社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を養う。

(2) 「法やルールに関する教育」の実践

平成25年度から本府では「法やルールに関する教育」を実施している。「法」の基礎となる考え方として、「自由」「責任」「ルール」「公平・公正」「正義」の5つがあり、これらはお互いに大きな関わりを持っている。みんなの「自由」をできるかぎり守り、それぞれが持つ「責任」をはっきりさせるために、「ルール」がある。そして、「正義」にあてはまる「ルール」だけが「法」として存在している。生徒がこのことを学び、確かなルール感覚を身に付けて、社会に参加していくことが求められている。

本府の「法やルールに関する教育」においては、指導項目として子どもや教職員が捉えやすい「協力」とその協力を円滑に進めて行く際の基準としての「公平・公正」を中心に全ての教育活動を通じて進めているところである。

平成27年3月に、京都府が目指す「法やルールに関する教育」、「法やルールに関する教育」の進め方及び実践事例を掲載した「法やルールに関する教育」ハンド

ブックを発行した。平成28年3月には、「法やルールに関する教育」について理解を深め、日々の実践の中に取り入れていくヒントとなるよう「実践事例集」を発行している。

以上を踏まえ、本府の主権者教育を幼稚園から高等学校まで実践している「法やルールに関する教育」の一環として位置づけて指導する。

その際、小学校・中学校・高等学校等の社会科、公民科の各科目等で扱われる自らの「自由」や「権利」と、その対の概念である「責任」や「義務」の関係や重要性についての学習を踏まえるものとする。

特に、本府の主権者教育においては、「責任」、「ルール」、「公平・公正」、「正義」を指導項目の中心とし、それぞれ下のアからエのとおり取り扱うものとする。

なお、「自由」については、指導項目とはしていないが、他の項目と大きな関わりがあることから、基本的な考え方を次のとおり示す。人は「自由に生きたい」と願うが、それを叶えるために必要なことが2つある。1つは、自分のことを勝手に他人に決められたり、無理やり従わされたりしないことである。もう1つは、自分のことは自分でしっかり考えて決め、そのとおりに行動することである。しかし、自己の考えにより行動するといっても、ただ奔放にすればよいということではなく、自分が何をしようとしているのか、それをすれば誰にどんな影響を与えるのか、そうすることで、他人が嫌な思いをしたり、迷惑だと感じたりしないか、もし、迷惑をかけるならどれくらいの迷惑か、また、自分のしようとしていることが、本当に必要なことかどうか、その行動によるメリットとデメリットはどうか等を考えて見極められなければならない。自由とは自分の思い通りにすることであるが、我儘とは異なる。自由であるためには、自分の人生をどのように送るのかを考えて、自分で決めていかなければならない。将来の自分を思い描き、自分らしく生きることができてはじめて、自由を手に入れたといえる。

ア 責任

人が社会で生きるためには、各人が果たさなければならない仕事や役割がありこれを「責任」という。人と人とが共に暮らす中で様々なルールができ、それに基づいた責任が生まれる。社会では誰もが、お互いに責任を担って生きているが、「自分のための責任」も忘れてはならない。本当に自分のためになることは何かを考え、自分のためにすべきことを見つける。それが、「自分自身に対する責任」であり、「すべきこと」が、各人の持つ責任である。また、責任を果たす時には、面倒なことや我慢しなければならないことも出てくる。「すべきこと」が重なったり、「すべきこと」と「したいこと」が重なるときは、優先順位を付ける必要がある。そして、責任を果たさなかったときに、それが原因で事件や事故が起きれば、責任を果たさなかったことを責められ、罰せられ、弁償させられたりする場合がある。各人が社会の構成員としての相当の責任を担うべきであり、社会の発展に寄与する責任ある個人として適切に判断し行動することが求められていること、さらに、積極的に社会に参加していくことも求められていることを理解